

## ～専門実践教育訓練等（※1）の受講を希望する方へ～ 訓練前キャリアコンサルティングについて

専門実践教育訓練等の教育訓練給付金の支給手続きを行う方は、原則、訓練受講開始日の1ヶ月前までに訓練前キャリアコンサルティング（※2）を受けていただくことが必要です。

訓練前キャリアコンサルティングを受ける際は、事前予約が必要ですので、下記にご連絡ください。

（※） 専門実践教育訓練及び特定一般教育訓練を指します。

（※） キャリアコンサルタントの資格を有し、必要な研修を受けるなど一定の要件を満たしたキャリアコンサルタントが、適切な訓練の選択を支援するために実施するキャリアコンサルティングのことで。

神奈川県内の予約受付（受付時間：平日8:30～17:15 土・日・祝日・年末年始を除く）

〔TEL〕 045-323-9530



〔WEB〕 <https://jobcard.work/>

（ランゲート株式会社）

※ 令和4年度は、ランゲート株式会社が、厚生労働省神奈川労働局から訓練前キャリアコンサルティング実施業務の委託を受けています。

### ■実施に当たっての留意事項

- ・訓練前キャリアコンサルティングの日時及び場所（ハローワーク内）は、予約時にご案内します。
- ・訓練前キャリアコンサルティングを受ける際は、予め記入したジョブ・カード（裏面参照）をご持参ください。
- ・訓練前キャリアコンサルティングに要する時間は、概ね60分～90分を目安にしています。  
なお、1回のキャリアコンサルティングで終わらない場合は、別の日に2回目を行うこともあります。
- ・専門実践教育訓練の教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金等の支給に係る相談は、ハローワーク職員が行いますので、ハローワークの窓口までお問い合わせ下さい。上記の電話番号ではご相談できません。

神奈川労働局・ハローワーク

# ジョブ・カードの記載に当たって

訓練前キャリアコンサルティングを受ける際は、事前にジョブ・カードに必要事項をご記入いただき、当日、ご持参ください。

## ジョブ・カードとは

ご自身の能力や将来への希望などを整理し、明らかにしていくツールです。

様式に添ってこれまでの学習歴や職業経験などを振り返り、将来に向けた希望や目的などを考えながら書いてください。インターネット上の下記URLから入手できます。入手環境が無い場合は、ハローワーク窓口にて直接用紙を受け取ってください。

- ◆ジョブ・カード様式ダウンロード(記入例もこちらから)  
ジョブ・カード様式は、ジョブ・カード制度総合サイトからダウンロードできます。

## ジョブ・カード制度総合サイト



<https://jobcard.mhlw.go.jp/>  
(こちらのサイトで事前予約は  
できませんのでご注意ください)

- ※ 訓練前のキャリアコンサルティングを受ける際は、ジョブ・カード様式のうち、
  - ・様式1-1[キャリア・プランシート](就業経験のない方は様式1-2)
  - ・様式2 [職務経歴シート]
  - ・様式3-1[職務能力証明(免許・資格)シート]
  - ・様式3-2[職業能力証明(学習歴・訓練歴)シート]の4つの様式にご記入の上、予約日当日にご持参ください。

## ■ジョブ・カード記入に当たっての留意事項

- ・ 記入いただいたジョブ・カードは、専門実践教育訓練等の教育訓練給付金の受給資格の確認の際に、ハローワークに提出する書類の1つとなるため、虚偽の記載をされた場合は、責任を問われる場合があります。
- ・ 過去にジョブ・カードの作成支援を受けたことがある場合は、作成済みのジョブ・カードをご持参いただくことができます。ただし、その場合であっても、様式2[職務経歴シート]は、専門実践教育訓練等の教育訓練給付金の受給資格確認時にハローワークに提出する必要があるため、新たに記入をお願いします。また、作成済みのジョブ・カードに記載されている内容から変更がある場合は、あらためて記入をお願いします。
- ・ 就業に関する目標・希望など、整理ができておらず、ご自身で記入できない場合は、キャリアコンサルティングを通して支援をさせていただきますので、予約時にその旨ご相談ください。